



長野県報

3月31日(金)
平成29年
(2017年)
号外

目次

規則

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（行政改革課）	1
知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）	1
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）	2
長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）	2
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	4
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	6
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	7
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	9

告示

長野県選挙管理委員会規程の一部改正（選挙管理委員会）	10
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	10

訓令

長野県電子計算組織の利用に関する規程の一部改正（情報政策課）	10
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正（人事課コンプライアンス推進室）	10
長野県公印規程の一部改正（情報公開・法務課）	11
長野県文書規程の一部改正（情報公開・法務課）	12
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正（行政改革課）	13

規則

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「の課長」を「の次長、課長」に改める。

- (1) 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則（昭和36年長野県規則第13号）本則第6号
- (2) 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年長野県規則第48号）本則第5号

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

行政改革課

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第28号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5項の次に次の2項を加える。

6 全ての本庁の部長が知事の職務を代理することができないときは、地域振興局長のうち、地域振興局長又はこれに相当する職以上の職における在職年月数の最も長い者を地方自治法第152条第3項の規定による知事の職務を代理する上席の職員とする。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは「第6項」と、「部長」とあるのは「地域振興局長」と、第5項中「前2項」とあるのは「第4項及び第6項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成29年3月31日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第1号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の南信発電管理事務所の項中「及び」を「、高遠発電所及び」に、「高遠発電所」を「発電所」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「奥裾花発電所」の次に「、奥裾花第2発電所」を加え、「並びに奥裾花第2発電所の建設」を削る。

別表第3の南信発電管理事務所の項中「高遠発電所」を「発電所」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「（菅平ダム発電管理所の所掌に属するものを除く。）」を削り、

「(4) 裾花発電所及び奥裾花発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項
(5) 奥裾花第2発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項」を

「(4) 発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項」に、

「菅平ダム発電管理所」を「菅平ダム管理所」に改め、「菅平発電

所の運転及び」及び「菅平発電所及び」を削る。

別表第12の現地機関の項中

「課長 課務の掌理及び所属職員の指揮監督」を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の水道管理事務所及び水道用水管理事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

水道技術管理者	水道法第19条第2項に規定する職務
---------	-------------------

に改める。

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

経営推進課

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成29年3月31日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局事務処理規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「又は庶務を所管する課長」を「（その事務について所長があらかじめ指定した次長）」に改める。

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

経営推進課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のイ中「第24条第3号」を「第24条第1号、第3号、第4号」に、「採用」を「採用（同条第1号及び第4号に規定する職への採用にあつては、任命権者の要請に応じ地方公務員、国家公務員又はその業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会が別に定めるものに使用される者（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等として在職した職員を、引き続いて当該退職を前提として職員として採用しようとする場合（一の地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用しようとする場合を含む。）に限る。）」に改める。

別表第2の17を同表の18とし、同表の16を同表の17とし、同表の15の(1)中「教頭若しくは園長」を「若しくは教頭」に改め、同15を同表の16とし、同表の4から14までを同表の5から15までとし、同表の3の(3)中「こと」の次に「ただし、別表第1の1の(1)のイに掲げる事項を除く」を加え、同3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1を同表の2とし、同2の前に次のように加える。

1 軽易な事項に係る規則の改廃

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年長野県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条の2」に改める。

第1条中「以下同じ」を「第4条第2項及び第14条第4項において同じ」に改める。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条第1項を次のように改める。

この規則において「審査請求人」とは、処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。

第2条第2項中「処分について審査請求をする者を審査請求人と、処分を行った者を処分者と」を「この規則において「処分者」とは、処分を行った者を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 この規則において「当事者」とは、審査請求人及び処分者をい

う。

第4条第1項中「正本1通副本2通」を「正副各1通」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「審査請求人」に改め、同項第8号中「第3項」を「第2項」に、「説明書（以下）を「事由を記載した説明書（以下この号及び次項において）に、「年月日。ただし、」を「年月日（）」に、「経緯」を「経緯」に改める。

第5条第1項中「すべきかどうか」を「するか又は却下するか」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

- (1) 審査請求をすることのできない者によって行われた審査請求
- (2) 処分に該当しないことが明らかな事実について行われた審査請求
- (3) 審査請求期間経過後に行われた審査請求
- (4) 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな審査請求人によって行われた審査請求
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備が補正できないもの

第5条第4項中「すべき」を「する」に改め、「審査請求人」の次に「（次項の規定による却下にあつては、当事者。）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 委員会は、受理した審査請求が、第1項後段の規定により却下すべきものであつたことが明らかになつたときは、その審査請求を却下するものとする。

第3章中第6条の前に次の1条を加える。

（審理の計画的進行）

第5条の2 当事者及び代理人並びに委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第6条の2 第1項中「審査請求人」の次に「（以下この条において「併合に係る審査請求人」という。）」を加え、同条第2項中「審査請求人」を「併合に係る審査請求人」に改め、同条第4項中「には、」を「には、併合に係る」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「審査請求人」を「併合に係る審査請求人」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、併合に係る審査請求人が代表者の選任を行わない場合において、必要と認めるときは、当該併合に係る審査請求人に對し代表者1名の選任を命ずることがある。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（手続の承継）

第6条の3 審査請求人が死亡したときは、相続人は、審査請求人の地位を承継する。

2 前項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人は、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。この場合には、届出書には、相続を証明する書面を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に審査請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 第1項の場合において、相続人が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

5 第1項に規定する場合において、相続人が委員会に対し審査請求人の地位を承継しない旨を申し出たときは、同項の規定にかかわらず、審査請求人の地位を承継しない。

第7条第15項中「以下」を「以下この章において」に改める。

第8条第1項中「つど」を「都度」に、「場所を」を「場所を指定し、かつ、」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「提出」を「提出」に、「口頭審理」を「、口頭審理」に改め、同条第6項中「その指揮に従わない者の発言を禁止」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限」に、「その他」を「、その他の」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときに圧迫を受け、精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることがある。この場合において、委員会は、当事者及び証人の意見を聞くものとする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第9条の3 委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することがある。

- (1) 審査請求人から第7条第2項又は第8条第3項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。
- (2) 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 委員会は、前2項の規定により審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分にその旨を通知するものとする。

第11条を次のように改める。

(審査の打切り)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査を打ち切り、審査請求を棄却することがある。

- (1) 処分者が、審査請求の対象となつた処分を取り消したとき、又は当該処分を修正した場合で審査を継続する必要がなくなつたと認められるとき。
- (2) 審査請求の対象となつた処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。
- (3) 審査請求人が死亡した場合において、その地位が承継されないとき又は相続人がないとき若しくは知れないとき。
- (4) 審査請求人の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。
- (5) 審査請求人が審査請求を継続する意思を放棄したと明らかに認められるとき。
- (6) 第9条の3第2項の規定により審理を終了したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、審査請求を継続することにつき法律上の利益がなくなつたことが明らかなとき。

2 委員会は、前項の規定により審査請求を棄却したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

第14条第4項中「以下」を「次条において」に、「正本1通副本2通」を「正副各1通」に改める。

第15条第1項中「すべきかどうか」を「するか又は却下するか」に改め、同条第2項中「すべき」を「する」に改める。

第19条の見出し中「及び再審の」を削り、同条中「及び再審の」を「(再審の場合における審査を含む。)に要した」に、「県が負担する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 委員会が職権で喚問した証人の旅費又は費用弁償
- (2) 委員会が職権で行った証拠調べに関する費用
- (3) 委員会が文書の送達に要した費用

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 不利益処分についての審査請求に関する規則第1条に規定する処分についての審査請求であつて、この規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお、従前の例による。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則6号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

「別表第2中 東京事務所長
地方事務所長 を」

「 地域振興局長
東京事務所長 に、」

「 諏訪保健福祉事務所長 飯田保健
福祉事務所長 松本保健福祉
事務所長 を」

「 短期大学事務局長
伊那保健福祉事務所長 諏訪保
健福祉事務所長 松本保健福祉
事務所長 大町保健福祉事務所
長 に、」

「 短期大学事務局長
県立総合リハビリテーションセ
ンター次長 を」

「 県立総合リハビリテーションセンター次長 」 に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「の次長」を「の次長 人事課の企画幹」に、「コンプライアンス推進室、行政改革課」を「コンプライアンス・行政経営課」に、「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス・行政経営課の」に、「担当係長 行政改革課の担当係長、主査、主任及び主事」を「担当係長」に、

「 東京事務所 所長 次長 」 を

「 地域振興局 局長 副局長 」 に、
「 東京事務所 所長 次長 」
「 県税事務所 次長 」

「 地方事務所 所長 副所長 」 を
「 消防学校 校長 」

消防学校 校長 に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中

「 特別支援学校 校長 副校長 教頭 事務長 」 を
「 短期大学付属幼稚園 園長 」

「 特別支援学校 校長 副校長 教頭 事務長 」 に改める。
(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2のクの園長及び校長の項中「園長及び」を削る。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「 東京事務所長 」 を
「 地方事務所長 」

「 地域振興局長 」 に、
「 東京事務所長 」

「 諏訪保健福祉事務所長 飯田保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 」 を

「 短期大学事務局長 」 に、
「 伊那保健福祉事務所長 諏訪保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 大町保健福祉事務所長 」

「 短期大学事務局長 」 を
「 県立総合リハビリテーションセンター次長 」

「 県立総合リハビリテーションセンター次長 」 に、

「 東京事務所次長 」 を
「 地方事務所副所長 」

「 地域振興局副局長 」 に、「諏訪保健福祉事務所長、飯田保健福祉事務所長及び松本保健福祉事務所長」を「伊那保健福祉事務所長、諏訪保健福祉事務所長、松本保健福祉事務所長及び大町保健福祉事務所長」に、

「 こども支援幹 医療医監 福祉監査幹 保健医監 」 を

「 女性活躍推進幹 こども支援幹 医療推進課、健康増進課及び保健・疾病対策課の医監 福祉監査幹 」 に、

「 短期大学事務局次長 」 を
「 地方事務所の農政課長以外の課長 」

「 地域振興局の農政課長以外の課長 県税事務所次長 短期大学事務局次長 」 に改め、「整備課長」の

次に「及び建築課長」を加え、同表のイ中

「 高等学校、特別支援学校、小学校、中学校又は義務教育学校の校長(人事委員会がこれらに準ずると認めるものを含む。)園長 」 を

「 高等学校、特別支援学校、小学校、中学校又は義務教育学校の校長(人事委員会がこれらに準ずると認めるものを含む。) 」 に改め

る。
(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則)

第5条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「第5条第3項第2号において同じ」を削り、同項第5号中「第5条第3項第3号において同じ」を削る。

第5条第3項を削り、同条第4項中「対する第2項」を「対する前項」に改め、同項第1号中「もの 第2項」を「もの 前項」に改め、「、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」と」を削り、同項第2号中「第2項(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「前項」に改め、「、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」と」を削り、同項第3号中「もの 第2項」を「もの 前項」に改め、「、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

附則第5項中「。附則第11項において同じ」を削る。

附則第8項中「又は第4項」を削り、「から第4項まで及び」を「及び第3項並びに」に改める。

附則第9項中「から第4項まで及び」を「及び第3項並びに」に改める。

附則第11項を削る。

附則第12項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同項を附則第11項とし、附則第13項を附則第12項とする。

別表第1の1及び同表の2の備考中「平成23年4月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

別表第2の1の備考中「平成23年4月1日」を「平成29年4月1日」に改め、同表の2中

阿智村浪合警察官駐在所	下伊那郡阿智村浪合1337番地2
泰阜村警察官駐在所	下伊那郡泰阜村3440番地10

を

阿智村浪合警察官駐在所	下伊那郡阿智村浪合1337番地2
-------------	------------------

に改め、同2の備考中「平成28年4月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下この項において「給与条例」という。)第27条の3第1項に規定する準特地公署とされていた公署のうちこの規則の施行の日においてこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下この項及び次項において「改正後の規則」という。)別表第2の2の表の左欄に掲げる公署に該当しないこととなった公署は、平成31年3月31日までの間、給与条例第27条の3第1項に規定する準特地公署とし、当該公署に勤務する職員の給与条例第27条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第5条第2項及び第3項並びに附則第8項から第11項までの規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては準ずる手当経過措置基礎額に100分の2を乗じて得た額に、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年11月1日から平成31年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

3 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第5条第2項(同条第3項第2号において読み替えられる場合を含む。)に規定する日(次項において「異動の日等」という。)に受けた給料の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この項及び次項において「育児短時間勤務職員等」という。)であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「育児短時間算出率」という。)を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。

4 平成30年3月31日までの間、異動の日等において減額支給対象職員(長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。次項において同じ。)であった職員の附則第2項の準ずる手当経過措置基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による準ずる手当経過措置基礎額から、異動の日等に受けた給料月額(育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額)に100分の0.5を乗じて得た額を減じた額とする。

5 附則第2項の準ずる手当経過措置基礎額が、当該職員の現に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額(平成30年3月31日までの間、減額支給対象職員にあっては、当該合計額から現に受けた給料月額に100分の0.5を乗じて得た額を減じた額)を超えることとなる期間については、当該合計額とする。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条の7」を「第1条の14」に改める。

第1条中「第5項」の次に「、第8条の2第2項、第3項、第6項、第7項及び第9項」を加える。

第2章中第1条の7の次に次の7条を加える。

（募集実施要項の記載事項）

第1条の8 退職手当条例第8条の2第2項第5号に規定する人事委員会が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 退職手当条例第8条の2第1項の規定による募集（以下この条及び第1条の10において「募集」という。）の対象となるべき職員の範囲

(2) 退職手当条例第8条の2第2項に規定する募集実施要項（以下「募集実施要項」という。）の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(3) 退職手当条例第8条の2第3項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(4) 退職手当条例第8条の2第6項の規定による通知（第1条の11において「通知」という。）の予定時期

(5) 第1条の10第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(6) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(7) その他任命権者が必要と認める事項

2 任命権者は、募集実施要項に前項第1号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、退職手当条例第8条の2第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。（応募申請書等）

第1条の9 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）によるものとする。

2 応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）によるものとする。

（募集の期間の延長等に係る手続）

第1条の10 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来

するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（認定通知書等）

第1条の11 通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 退職手当条例第8条の2第5項に規定する認定（以下この章において「認定」という。）をする旨の決定をしたとき 認定通知書（様式第3号）

(2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書（様式第4号）

（退職すべき期日の決定通知書）

第1条の12 退職手当条例第8条の2第7項の規定による通知は、退職すべき期日の決定通知書（様式第5号）によるものとする。ただし、前条第1号の認定通知書に退職すべき期日を記載した場合は、退職すべき期日の決定通知書による通知を省略することができる。

（退職すべき期日の変更に係る手続）

第1条の13 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この章において「認定応募者」という。）が退職手当条例第8条の2第8項第3号に規定する退職すべき期日（以下この章において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める同意書により当該認定応募者の同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 退職すべき期日の繰上げ同意書（様式第6号）

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 退職すべき期日の繰下げ同意書（様式第7号）

2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合には、直ちに、退職すべき期日の変更通知書（様式第8号）により、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に通知するものとする。

（募集及び認定実施報告書）

第1条の14 退職手当条例第8条の2第9項の規定による報告は、毎年4月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（同条第5項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、募集及び認定実施報告書（様式第9号）により行うものとする。

第4条第1項中「様式第1号」を「様式第10号」に改め、同条第4項中「様式第2号」を「様式第11号」に改め、同条第5項中「様

式第2号の2」を「様式第12号」に改める。

第5条第1号中「様式第3号」を「様式第13号」に、「様式第3号の2」を「様式第14号」に改め、同条第2号中「様式第4号」を「様式第15号」に改め、同条第3号中「様式第5号」を「様式第16号」に改め、同条第4号中「様式第5号の2」を「様式第17号」に改め、同条第5号中「様式第5号の3」を「様式第18号」に改め、同条第6号中「様式第6号」を「様式第19号」に改め、同条第7号中「様式第7号」を「様式第20号」に改め、同条第8号中「様式第8号」を「様式第21号」に改め、同条第9号中「様式第8号の2」を「様式第22号」に改め、同条第10号中「様式第8号の3」を「様式第23号」に改める。

第6条中「様式第9号」を「様式第24号」に改める。

第7条第2項中「様式第10号」を「様式第25号」に改める。

第9条中「様式第11号」を「様式第26号」に改める。

第11条第1項の表の第4条第1項の項中「様式第1号」を「様式第10号」に、「様式第12号」を「様式第27号」に改め、同表の第4条第4項の項中「様式第2号」を「様式第11号」に、「様式第13号」を「様式第28号」に改める。

様式第13号を様式第28号とし、様式第12号を様式第27号とし、様式第11号を様式第26号とし、様式第10号を様式第25号とし、様式第9号を様式第24号とし、様式第8号の3を様式第23号とし、様式第8号の2を様式第22号とし、様式第8号を様式第21号とし、様式第7号を様式第20号とし、様式第6号を様式第19号とし、様式第5号の3を様式第18号とし、様式第5号の2を様式第17号とし、様式第5号を様式第16号とし、様式第4号を様式第15号とし、様式第3号の2を様式第14号とし、様式第3号を様式第13号とし、様式第2号の2を様式第12号とし、様式第2号を様式第11号とし、様式第1号を様式第10号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第1号)(第1条の9関係)

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

年 月 日

任命権者 殿

所属名

職名

氏名

印

長野県職員退職手当条例第8条の2第3項の規定により、早期退職希望者の募集に下記のとおり応募します。

記

1 応募する早期退職希望者の募集について

募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで
退職すべき期日又は期間		
備考		

(注) 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に記載されている期日又は期間を記入すること。

2 申請者について

級号俸	給料表〔〕	級	号俸
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

(様式第2号)(第1条の9関係)

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

年 月 日

任命権者 殿

所属名

職名

氏名

印

長野県職員退職手当条例第8条の2第3項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を下記のとおり取り下げます。

記

1 申請をする早期退職希望者の募集について

募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで
退職すべき期日又は期間		

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日
退職すべき期日又は期間	

(注) 取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合にあつてはその期日を、それ以外の場合にあつては退職すべき期間を記入すること。

(様式第3号)(第1条の11関係)

認定通知書

認定年月日 年 月 日

様

任命権者

印

年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、長野県職員退職手当条例第8条の2第5項及び第6項の規定により、下記のとおり認定をしましたので、通知します。

記

退職すべき期日又は期間

(注) 募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあつては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあつては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

(様式第4号)(第1条の11関係)

不認定通知書

年 月 日

様

任命権者

印

年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、長野県職員退職手当条例第8条の2第5項及び第6項の規定により、下記の理由により認定をしない旨の

決定をしましたので、通知します。

記

不認定の理由

(様式第5号) (第1条の12関係)

退職すべき期日の決定通知書

年　月　日

様

任命権者　印

あなたの退職すべき期日は、年　月　日と決定しましたので、長野県職員退職手当条例第8条の2第7項の規定により通知します。

(様式第6号) (第1条の13関係)

退職すべき期日の繰上げ同意書

年　月　日

任命権者　殿

氏名　印

長野県職員の退職手当に関する規則第1条の13第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

記

既に通知した退職すべき期日	年　月　日
認定年月日	年　月　日

(注) 「認定年月日」欄は、認定通知書に記載されている認定年月日を記入すること。

(様式第7号) (第1条の13関係)

退職すべき期日の繰下げ同意書

年　月　日

任命権者　殿

氏名　印

長野県職員の退職手当に関する規則第1条の13第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることに同意します。

記

既に通知した退職すべき期日	年　月　日
認定年月日	年　月　日

(注) 「認定年月日」欄は、認定通知書に記載されている認定年月日を記入すること。

(様式第8号) (第1条の13関係)

退職すべき期日の変更通知書

年　月　日

様

任命権者　印

長野県職員の退職手当に関する規則第1条の13第2項の規定により、あなたの退職すべき期日を、下記のとおり変更することとしま

したので、通知します。

記

退職すべき期日	変更前	年　月　日
	変更後	年　月　日
変更同意日	年　月　日	

(注) 「変更同意日」欄は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書に記載されている年月日を記入すること。

(様式第9号) (第1条の14関係)

募集及び認定実施報告書

年　月　日

長野県知事　殿

任命権者　印

長野県職員退職手当条例第8条の2第9項の規定により、年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、下記のとおり認定を受けた応募者の数を報告します。

記

認定を受けた応募者の数

(注) 募集実施要項を添付すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項」を「第6条の4第1号」に、「」を「」若しくは同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親を」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則第1条の13第2項の規定により、あなたの退職すべき期日を、下記のとおり変更することとしま